

平成17年1回三笠市議会定例会

平成17年3月7日(第1日目)

議事次第(第1号)

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 1番 晴山貞光氏
 - 14番 熊谷進氏
- 3 会期の決定
平成16年3月7日 19日間
平成16年3月25日
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
- 5 議 事
- 6 散会宣告

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について(議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告) |
| 日程第 4 | 平成16年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告について(監報第1号) |
| 日程第 5 | 報告第1号から報告第3号までについて |
| 日程第 6 | 報告第4号 |
| 日程第 7 | 議案第18号から議案第25号までについて(市政執行方針、教育行政執行方針) |
| 日程第 8 | 議案第1号、議案第2号について |
| 日程第 9 | 議案第3号、議案第4号について |
| 日程第10 | 議案第5号、議案第6号について |
| 日程第11 | 議案第7号 三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第8号 三笠市職員給与条例及び三笠市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第9号 三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 三笠市農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 三笠市過疎地域自立促進市町村計画について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 美唄市立し尿処理場の使用に関する協定の廃止に関する協議について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 平成 1 6 年度三笠市一般会計補正予算(第 6 回)について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 1 6 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 回)について
- 日程第 2 2 議案第 2 6 号 市道路線の認定について

出席議員(16名)

議 長	9 番	扇 谷 知 巳 氏	副議長	6 番	田 中 茉莉子 氏
	1 番	晴 山 貞 光 氏		2 番	斉 藤 勲 氏
	3 番	齊 藤 且 氏		4 番	佐 藤 孝 治 氏
	5 番	儀 惣 淳 一 氏		7 番	藤 浪 成 憲 氏
	8 番	高 橋 守 氏		1 0 番	猿 田 重 夫 氏
	1 1 番	谷 津 邦 夫 氏		1 2 番	北 沢 紘 一 氏
	1 3 番	森 田 三 男 氏		1 4 番	熊 谷 進 氏
	1 5 番	岩 崎 賢 治 氏		1 6 番	阿 部 進 氏

欠席議員(0名)

説明員

市 長	小 林 和 男 氏	助 役	西 村 和 義 氏
収 入 役	村 本 丈 尋 氏	企画総務部長	山 田 勝 次 氏
企画振興課長	松 本 哲 宜 氏	総 務 課 長	富 樫 誠 氏
財 務 課 長	磯 瀬 孝 氏	環境福祉部長	工 藤 駿 一 氏
市民生活課長・	吉 田 正 幸 氏	保健福祉課長	浜 本 和 孝 氏
選管事務局長			
経済建設部長	西 城 賢 策 氏	商工観光課長	杉 淵 則 幸 氏

建設管理課長	北山 一幸氏	水道課長	黒田 憲治氏
行革推進部長	木澤 榮氏	教育委員長	大野 政行氏
教 育 長	富樫 繁樹氏	教 育 次 長	深田 智明氏
学校教育課長	中村 正法氏	社会教育課長	田中 哲也氏
博 物 館 長	長谷川 浩二氏	病院事務局長	森原 裕氏
消 防 長	作佐部 康則氏	署 長 兼	富田 照男氏
		総務予防課長	
警 防 課 長	石岡 竹志氏	消 防 課 長	辻道 元信氏
生活安全センター長	工藤 英美氏	監 査 委 員	杉田 忠正氏
監査委員事務局長	前田 貢氏		
出席事務局職員			
議会事務局長	川端 信保氏	総務係長	小田 弘幸氏

開 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、平成17年第1回定例会を開会します。

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、1番晴山議員及び14番熊谷議員を指名します。

日程第2 会 期 の 決 定

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月25日までの19日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

会期は、19日間と決定しました。

日程第3 諸 般 報 告

議長（扇谷知巳氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) それでは、市長行動報告について申し上げます。

報告第1号については、一つに行刑施設の誘致に関する要望を行ってまいりました。期日は1月の7日でございます。行き先は法務省の矯正局でございます。御承知のように、三笠市は、明治15年に空知集治監が開かれて以来、道路や農業の開墾あるいは開拓、そして幌内炭鉱に対する労役等、まさに北海道の開拓、そしてまた、三笠にとっての開拓の歴史にある、そういう役割をかつてしてきたということ、それからまた、集治監に収監されて亡くなった方については、明治29年に合葬の碑を建立し、現在約1,000体の収骨から千人塚と呼ばれ、特にここ十数年、毎年追悼法要を行っているところでございます。また、当時のこの合葬の碑は、非常に風雪に風化されまして、平成12年に三笠市として新たに建立し、明治29年につくられた合葬の碑については博物館の方に納めているというようなこと等もお話をし、三笠がそうしたまちであるということをしかりと認識していただきまして、私どものお願いしている刑務所の誘致について申し上げてきたところでございます。

それに対して法務省の本田法務専門官の方から、三笠市が以前から誘致しているということは承っておりますし、また、今日まで千人塚の合葬の碑の新築や、あるいはまた追悼法要を毎年行っているということは十分承知いたしておりますし、そうしたことをしていただいていることに対して改めて感謝を申し上げるというようなお話がありました。

また、この新しい施設建設については、既に第1号として山口県に着工いたしているところであり、今回、第2号館として今全国でどこに建設するか検討中ではありますが、全国64の自治体から誘致の要望があるので、非常に今ここで三笠の方ということにはならないと。特別委員会を設置して、その中で十分論議をして、できれば年度内に地域と規模について、その委員会の中で決定させていただきたいと、こんなお話がございました。

それから、二つ目は、1月20日並びに1月21日に特別交付税に関する要望をいたしてまいったところでございます。御承知のように、特別交付税は交付税全体の縮小、減額の中で、特にことは全国各地で水害やら台風の被害あるいはまた地震等による災害等が非常に各地で頻りに起きているというようなこと等から、極めて厳しい状況下にありました。そうしたことを十分踏まえながらも、現在、三笠市は、人口の定着化のために企業誘致やら、また商工業の活性化、あるいはまた政府の大きな柱であります新規就農者奨励等について一生懸命取り組んでいるといったこと、さらにまた、企業の誘致事業として工業

団地造成費や三笠工業団地開発株式会社の運営などについて、いろいろとやっているけれども、そうした部分での財源が非常に厳しい状況等もお話をし、市民一丸となって行政改革に取り組んでいることもお話をしてまいりました。また、特に三笠市は、平成3年から今日まで行財政改革に積極的に取り組んでまいりました。総金額においては123億円という金額等も節減してきていること等もお話をさせていただきました。

それに対して担当の自治省の財政局であります。特に最もこの交付税あるいは地方に対する財源の総元締めであります滝野自治財政局長にもお会いできましたし、また、実際に財政問題、交付税問題に取り組んでいる佐藤財政課長、あるいはまた米本財務調査官等にもお会いいたしまして、三笠の実情等を先ほど申し上げた内容でお話をし、理解をいただいたところでございます。

また、衆議院については山下貴史、小平忠正両代議士、参議院の方には中川、伊達、風間、3人の参議院議員にもお会いいたしまして、三笠の実情等をお話し申し上げたところでございます。

この交付税、特別交付税等については、この3月第1回定例会の会期期間中に決定し、今聞くとところによりますと、3月15日に閣議決定するということでございますので、多分それ以前に内示があるかと、このように考えているところでございます。

次、報告第2号について申し上げます。

これは人事発令についてでございますが、御承知のように市立三笠総合病院の医務局内科医長でありました岩田先生が退職をするという人事発令でございます。

続いて、報告第3号北海道工事についてでございますが、別表にしておりますように3件でございます。

一つは、工事名が3・3・1岩見沢三笠通1種改築（照明工）工事でございます。御承知のように幾春別千住町から幾春別1丁目にかけて道道が新たにつくられておまして、その幾春別1丁目までの間に交差点照明として照明を7基つくることになりまして、工期につきましては、そこに記載のとおり1月21日から3月22日まででございます。

二つ目の抜羽の沢川（特対）の改修工事でございますが、ちょうど若草町のところでありますけれども、道道の橋のところから上の方へ上って、柏町から美園小学校に通るところにかえて橋というのがございますが、そこまでの間の川の改修工事でございます。特にその両側630メートルにわたって砂利を敷くという、そういう工事とあわせて記載のとおり工事を行うことになっております。これも3月25日までの工期になっております。

また、3点目は、三笠栗山線交付金公安工事その2であります。これはちょうど岡山の農協のガソリンスタンドの道道三笠栗山線のところでございます。あの交差点から美唄側と栗山側といいますが岡山小学校側それぞれ100メートルにわたって舗装面の凹凸がございますものですから、そこを切って新たに舗装をかけると。言うなれば舗装の修繕

工事と、こういうふうに言ってもいいのではないかというふうに思います。区間については、そこに記載のとおりでございます、これも3月22日までの工期になっていると。

以上、工事3件であります。

次に、報告第4号水道水の水質事故についてでございます。

この件につきましては、既に前に開催されましたまちづくり活性化特別委員会あるいはまたその前に行われました民生経済常任委員会の所管調査の中でも、そのときに報告させていただきましたが、水道水の水質事故について、以下、重複する点もございませけれども、報告させていただきます。

経過についてであります。美唄市の陸上自衛隊美唄駐屯地受水槽の定期検査について、ジクロロメタンが高濃度で検出されたので、浄水場で何か異常がないかという検査委託を受けた北海道薬剤師会公衆衛生センターから、2月の18日金曜日午後5時30分、桂沢水道企業団へ確認の電話があり、企業団で調べたところ、14日月曜日の午後から1・2号沈殿池の上屋の塗装工事において、旧塗装してありました塗装を剥離するために剥離剤を使用しており、その成分中にジクロロメタンが含まれていることを確認したため、午後6時30分より企業団独自の水質検査を開始するとともに、沈殿池室内の強制換気、清掃等、環境改善を図る作業に取りかかったとのことであります。午後7時に企業団から各構成団体への電話連絡が始まり、三笠市には午後8時に連絡が入り、その主な内容は、美唄自衛隊の水道水定期検査でジクロロメタンが基準値の20倍の濃度で検出されたとの検査結果からの報告を受け、企業団では現在処理対応中、専門家によると、この濃度では人体には影響ないと考えられる、原因はまだわからないが、浄水池、沈殿池の工事と推定される。また連絡を入れるとの説明があったと。翌日の2月19日土曜日午前11時30分から構成団体による緊急事務及び技術連絡会議が招集され、企業団から経過報告があり、厚生労働省、北海道からの飲用制限についての指導があるため、種々対応を検討した結果、市民への周知活動及び排泥作業により21日までに水質改善を図ることで会議を終了し、その後、直ちに午後4時から愛の鐘放送をはじめ広報車6台での広報、さらに町内会を通じたチラシ配布をお願いし、市民周知を図ったものであります。

これらと並行して、現場においては、四つの配水池系の小河川から排泥作業を実施するとともに検体を試験して水質基準を満たすよう21日に至るまで対応した結果、21日の午前5時30分及び午前7時に各配水池系の末端から採水した検体が午後3時40分に水質基準適合が明らかになったことから、午後4時に市民周知を開始したものであります。

なお、その後も水質改善が事故以前の数値に戻るまで、各配水池系で排泥作業を26日まで継続実施し、以降は水質検査を継続しております。今後の対応といたしましては、桂沢水道企業団として水質事故の原因究明と原因者の特定、これは事故調査委員会を設置するというところであります。14日から18日までに飲用した住民不安に対する安全性の確認、危機管理マニュアルの見直し及び水質検査のあり方等の検討、また、三笠市としての対応といたしましては、各構成団体の統一した対応のあり方を検討、さらに地域防災計画

の見直し及び水質検査のあり方の検討等を考えております。

以上、今回発生いたしました水道水の水質事故については、今後それぞれの発注機関あるいは三笠市独自の検査等も踏まえまして、逐一皆さん方、そしてまた、市民の皆さん方にお知らせしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

これまでの経過について市役所水道課からのお知らせとしてチラシを各家庭に配ってあるのは御承知のことと思います。今後もこうした方法を通しながら市民の皆さん方に水の今後の状況等について逐一報告してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号、企画総務部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第2号、企画総務部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第3号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第4号、経済建設部関係について。

谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 御承知のように、桂沢水道企業団にかかわる水道汚染問題については、広く全国的なニュースになったわけでございます。特に、この歴史的にもことしでこの企業団が設立50周年を迎えるということで、非常に私どもも全国的にも優良な企業団であって、大変おいしい水を供給してきたと。一つの三笠のところにこういう施設があって、私どもも飲みながら健康に育てていただいた財産であったというふうに思っています。そういう中で残念な事故が起きたわけですが、かねてからそれぞれのいろんな機関の中でこの問題につきましては議論をされております。特に2月の24日には桂沢水道企業団の議会が開催されまして、そこでも構成する3市1町1村の企業長を含めた理事者の方々あるいは14名のそれぞれ水道企業団の議会の皆さんから、多くの市民の声というものを直接その企業団の関係者の方々に問いただし、そしてそれぞれ説明を受けたということは、私どももその場にながら、ある一定の理解はしているつもりでございます。企業長であります岩見沢市長も、この問題についてはいろんな意味で誠意を持って当たっていきたいと、そういうふうに陳謝を含めてしております。

そういう中で、それぞれ広報をしてもらい、あるいは市民に対していろんな意味では一定の説明、周知はしているというふうには今思っていますが、14日に工事に入って19日にこの原因が市民に周知するまで5日間の日程の中で、既に口に入れその水を飲んでいくわけです。そういう中で、人的に心配ないということで、私どももそういうふうに思っていますし、そういうふうに私ども市民に対するいろんな意味では話をしているつもりで

す。

ところが、その後ですけれども、恐らく市の方にもあったとも思いますが、いわゆる食品製造業者、各自治体にもあったかと思うけれども、三笠にもやはり同じような、もう既に物をつくってしまったと。そして、もう販売ルートに乗っけてしまったと。そういうことで、申しわけないけれども、この点についてはどうしても市との契約上、いわゆる市の方にいろんな意味で苦情を申し上げざるを得ないと、場合によったら賠償請求もしなければならぬのだと、そんな話も出てきております。

そういう中で、この原因究明あるいは追跡調査をするために、これからこの3月には特別委員会をつくってやっていくという話を聞いておりますけれども、その辺非常にちょっと心配される事態も起きております。そういうことで、行政の方でこういうふうな問題についてどう対応していくのか、聞かせてもらいたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 御心配はごもっともでありますし、我々も大変そこを危惧しておりました。

現在、構成団体、それに企業団が入りまして鋭意その部分についても検討、議論をしているところでございますが、一方で、御承知のように今ほど谷津議員もお話がございましたように、原因の特定が恐らく沈殿池におけるこの物質の混入があるのだらうということは推定はされるということではありますが、現実に本当にそうなのかどうかということが明々白々になっていないということでございます。谷津議員もおっしゃられましたように、3月には調査委員会が組織されるということございまして、企業団で現在お考えのところは私どもにも明確にはお伝えいたしておりませんが、産・官・学の関係者を集めて調査をしていただくことになっているということでございます。

私どもといたしましても、現在私どもは問いかけられる部分につきましては大変承知しているところでございますし、私どもにもたくさんの苦情と問い合わせ等がございましたが、現在、何とか一日も早い原因の究明を私どもも待ち望んでいるところでございます。これらを明確になりましてから諸般の議論をぴしっとして、住民対応を必要の範囲で誠意を持って対応していくというふうに現在考えているところでございますし、また、水道企業団からもそのような説明を受けているところでございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） これ北海道新聞を見ているわけなのですけれども、「安全宣言先送り」ということで、いろんな意味で調査、究明していくのは、結果はずれ込むだろうと。そんなことを見たら、5月にならなければ、そういうふうな具体的な結論というのは見えてこないのかなと、ちょっと気にしているのですけれども、問題は、先ほど言った食品製造業の方々がもう既にいろんな意味で、風評被害になりかねないというか、もうなっているのが、その辺の販売ルートに乗っけてしまったと。それで、三笠はクリーンなまち

で水もおいしいということで、三笠で製造したものは安全性を第一に訴えてきたという話なのです。そんなことからすると、そういうふうに調査の結果が出なければ、そういうふうな対応策が出てこないのか、今、近々にこういうふうないろんな具体的な現象として市民が訴えてきていると、企業が訴えてきていると、そういうふうな取り組み状況です。企業との間でどんな形で説明しているのか、ちょっと聞かせてもらえればありがたいと思っています。

議長（扇谷知巳氏） 経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 私どもの方にそのようなお話がありましたのは2件でございます。2件と申しましても、具体的に損害賠償を請求したいというようなところまでお話があるということではちょっとないかなというふうに思っております、最終的にはそのようなお話にもなるかもしれませんが、今のところ市に責任があるのではないのでしょうかと、こういうような中身です。それから、一方はそうですし、もう片方は、要するに製造過程で80度ぐらいの熱をかけるので、恐らく現実には直接影響はないと思います。しかし、検査したり何だりするのに費用がかかるし、もしも何かの過程で加熱していない水がかかわったとすれば、そのところについては問題があるので、何とか対応してくれないでしょうかというようなお話があるということでございます。

私どもそういう部分につきましても、本当にどのような背景を持ってそのようなものになっているのか、あるいは製造過程逐一わからなければならないと思いますし、それにつきましても、今、明確な原因究明等が行われまして、さらに、それがその製造業に対していかなる影響をどのように与えているのかと。製造業そのものは議員も今お話をされたように風評被害ということでしょうから、あるとすれば、そのところについて風評被害に対する対応をどうするかということだと思います。一方で恐らくそういうきちんとした対応をされようということですから、それに対して自主回収等をしたいとか、あるいは先方から何かの要求があるということなのだろうと思いますが、この問題につきましても、私どもと企業団、私どもと製造業者、製造された方とお客様、それからそういう業態以外の中でもそういう民間の中でのやりとり、いろんなものが考えられると思います。軽々に私どもがこう対応いたします、ああ対応いたしますというふうに現状申し上げる材料を持っていないと。つまり原因が明確になって、その責任所在が明確となって対応をしていかなければならない問題だろうというふうに考えています。

また、現状、状況が変化するという状況にはないのかなと。既に14から19という、正確に言えば21日という間に起きたことで、現状は完全に水はこの水質問題が発生する以前に戻っておりますので、状況は固定した状況にこの問題についてはあるというふうに考えてございまして、ここは企業団でも特定の弁護士に御依頼を申し上げて現在相談に乗っていただいているということでございまして、必要があれば私どもも行政としてそのような措置をしていかなければならないのだろうというふうに考えてございまして、この段階では、そこまでの答弁にさせていただければありがたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

高橋議員。

8番（高橋 守氏） 前者と若干似たような質問になると思うのですが、基本的に今その原因が特定されていないということでございますし、そこに補償の問題ということについてはなかなか難しい問題でありますし、三笠市自体がそういう迷惑を与えたという実態でもないという現実があるわけで、その中で、ただ、企業をやって、そこですこぶるそういう事故の結果、三笠市内の業者が多くの被害を得た。風評被害も含めてでしょうけれども、そういう状況の中で、その会社、また、企業が販売できなくなりまして、その結果、なかなかこれからの企業経営が難しくなったという、そういう実態が出てきているのかどうかということと、もしそういう実態があれば、そこに何らかの手だてをしてあげるといのが、これあくまでも行政として行う手段ではないか。これはあくまでも補償ではなくて、そういう被害に遭った部分において、その企業が今後やっていくために必要な資金を援助してやるという部分まで考えられているのかということとをちょっと御質問させていただきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 率直なことを申し上げまして、そこまでに現在至っておりません。所管とは私どもの方でそういう議論を多少しておりますけれども、現実にはそういった状況が生じているかどうかと。現在、それを調査すべき段階にあるのかどうかということも現実にあると思います。私ども行政といたしましては、当然のことながらそういった企業体に対して、本当に深刻な状況があるとすれば、これは何としても対応していくというのは努力しなければならない部分だと思っておりますので、そういう視点でいるということだけは申し上げたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 高橋議員。

8番（高橋 守氏） 内容的には大変問題が食べるもの、飲むものについてでございますので、食するものということで大変市民の皆さんも不安に思っている部分が多いと思います。食の安全性という部分もかかわってくるということでございまして、安全というものがただではないのだということを私自身も感じましたし、市民の皆さんも感じたのではないかなと思っております。そういう意味で、先ほど市長もお話をされたように、三笠市独自の水質検査というものを今後考えられるとすれば、それにかかわって水道料の問題にもかかわってくる可能性は出てくる。市民の皆さんに理解をしていただく、安全というものはそういうものであると、安全はただではないのだということも理解をしていただかなければならないわけですし、できるだけ安い安全な水を供給しなければいけないという両方の面があると思うのですが、その辺をきちっと三笠独自にこういう検査、調査をして、間違いなく市民の皆さんには安心できる水を供給しているというものを知らしめていくことによって、先ほどの企業、製造業者等々の風評被害を減らす一つの手段でもあるのだと思うわけです。その辺はどのように考えられているかと。

議長（扇谷知巳氏） 経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） これは水道法の趣旨といいますか、目的といいますか、第1条の目的の中に「水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給」と、こういうふうになっておまして、当然のことながら市民生活、住民生活に大きな影響を与える部分でございますから、水道が議員御指摘のとおり非常に安全な水を供給するという余りに、また過剰に費用をかけるということも必ずしも許されないものだろうと、私ども思っております。

しかし、一方で、やはり今回のようなことが起きると、本当に頻度を高めてしっかりした水質検査をやったらどうかということもあります。この板挟みの中で、非常にいずいところを何とか解決していかなければならないだろうというふうに思っておりまして、そういう意味ではどの程度の頻度でどう行うか、まさに先ほど市長の方からもございましたように、私どもの中では、地域防災計画の中で、水質がこのように悪化した場合についてはこうしようあしよう、主に給水の部分を中心にいつているわけですが、これもしっかり見直して物の考え方を整理したいと。

一方で、単独市町村でなかなか常時水を検査すると。これは、たまたま今回美唄の中ではざまの中でちょうど見つかったということでございますけれども、単独市町村が常時やるというのは非常に難しさがあるかなと私ども思っています。当分は工夫すれば、構成団体それぞれやっているわけですから、構成団体でどこかでおかしい水が発見されればわかるという部分も多少あるでしょうし、かなりの確率であるだろうと。そうすれば、構成団体5団体あって、それに企業団もやっているとすれば6団体で、できるだけ周期を短くして計画的に日数を決めてやっていくという方法もあるのだなということが、今回の教訓にもなりました。そういう部分も工夫しながら、議員御指摘のようなことをしっかり議論してまいりたいというふうに考えています。

議長（扇谷知巳氏） 高橋議員。

8番（高橋 守氏） 通常あり得ない事故だったと私も思っておりますし、そういう工事、特定はできませんけれども、その工事が結果ではないかということ的前提にしますと、通常はその工事が終わった後、要するに配水する時点において水質を調査して配水するというのが基本になると思います。そうなれば、こういう問題というのは起きなかった。ですから、通常起き得ない事故だったと私は思っておりますので、そこまで神経質になる必要があるのかなという部分は、自分自身も考えてはいるのですけれども、ただ消防等々が市民安全センター等々が広報で水道の事故等々のお知らせをした時点において、市民からどんなような反応があったか、またその後、いまだにその不安について市民からの相談等々があるかどうかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 今その詳細はお持ちしていません。細かいところまでありますが、この事故が発生してから3日間ぐらいで150件近い問い合わせが、あるいは

150件を超える程度の問い合わせがあったと思います。これは、ほとんどは煮沸すれば大丈夫だったかとか、安全性は問題ありませんか、御飯を炊くのにその水を使っても大丈夫ですか、こういうようなものが中心でした。一部、たまたま漬物の水出しをそのときやったのだけれども、その水に含まれたとしたら、私これ食べられるかどうかとか、幾つかのお話がありましたので、そういう問題が主であったと。それは私どもとしては、私どももの知り得る範囲でお答えを申し上げたということです。

それと、あとその後どのくらい来ているかと。大体その3日ないし4日くらいが市民からお話をいただいた範囲でございまして、後は現在はもうそういう種類の電話はほとんどないという状況であります。ただ、これからも、まだなお私ども広報していきたいと思っています。先日もある程度詳しく書いた経過報告を差し上げたわけですが、さらにこれから完全な収束に向けてといたしますか、すべき役割はたくさんあると思っておりますので、その折々に触れて私ども広報すべきをしていきたいと。その際には、また一定のおしかりなり、お問い合わせをいただくのだらうと思っておりますが、それに対してはきちっと対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

日程第4 平成16年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告について（監報第1号）

議長（扇谷知巳氏） 日程の4 監報第1号平成16年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、監報第1号平成16年度定期監査及び例月出納検査の実施結果報告については、報告済みとします。

日程第5 報告第1号から報告第3号までについて

議長（扇谷知巳氏） 日程の5 報告第1号から報告第3号までについてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査であり、文書御配

付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第1号、議会運営委員会所管事項調査報告についての質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、報告第2号、総務常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、報告第3号、民生経済常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第1号から報告第3号までについては、報告済みとします。

日程第6 報告第4号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について

議長(扇谷知巳氏) 日程の6 報告第4号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

谷津委員長、登壇報告願います。

(まちづくり活性化調査特別委員会委員長谷津邦夫氏 登壇)

まちづくり活性化調査特別委員会委員長(谷津邦夫氏) まちづくり活性化調査特別委員会についての御報告を申し上げます。

平成16年第2回定例会で決議設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、第4回定例会で報告をした以降の調査結果を御報告いたします。この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等、内容の詳細は省略させていただきます。

さて、2月24日開催の委員会では、1、住民自治基本条例について、2、自立対策の主な取り組みについて、3、イオン三笠ショッピングセンターの現状について、提示のあった資料をもとに調査を行いました。

各委員からそれぞれ質疑がありましたが、住民自治基本条例については、制度化に向けての具体的な考え方がまとまっていない中での答弁であったため、十分な議論には至りませんでした。住民、議会とのプロセスを大事に時間をかけて策定するように、また、本定例会での市政執行方針には、現段階よりも一歩踏み込んだ具体性のある方針を望みたいとの議論がありました。

次に、自立対策の主な取り組みについては、平成17年度予算にかかわる当初計画分のほか、新規対策分の項目について議論を行いました。

次に、イオン三笠ショッピングセンターの現状については、特段の質疑もなく、資料説明後には現地視察を行い、24日の調査を終了いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の調査結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第4号まちづくり活性化調査特別委員会報告については、報告済みとします。

日程第7 議案第18号から議案第25号までについて

（市政執行方針、教育行政執行方針）

議長（扇谷知巳氏） 日程の7 議案第18号から議案第25号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長、教育長から平成17年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められていますので、順次発言を許可します。

初めに、平成17年度市政執行方針について。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 平成17年第1回定例会に当たり、市政執行への私の所信の一端と施策を申し上げます。

今日の国際情勢は極めて厳しいものがあり、どれ一つとっても難しい課題ばかりであります。

国内にあっても、少子高齢化の進行、経済の低迷など、先が見えない閉塞状況が続いており、特に三位一体の改革は、本市のような小さな地方自治体にとって、極めて厳しい状況を生み出しております。

私は、市民・議会・行政の総意として選択した「みずからのまちは、みずからがつくる」という地方自治の理念を常にまちづくりの基本ととらえ、目まぐるしく変化する社会の動向を見据えながら、多くの市民の皆さんの考えを大切に、本年度を「新しいまちづくりのための具体的な実践の年」として位置づけ、市民と行政が一つになった協働のまちづくりを、全力を挙げて進めてまいりたいと考えているところであります。

ここで、平成17年度の市政執行に当たっての基本的な考え方について申し上げます。

まず初めは、第7次三笠市総合計画の推進であります。

第7次三笠市総合計画は本年度で4年目を迎えますが、この計画は、多くの市民の声をももにつくられたものであり、市民の願い、思いが凝縮されたものであります。

昨年度、人口の確保、産業構造の構築、住みやすさの追求をまちづくりの理念とした、

新しい三笠の進むべき指針となる三笠市振興開発構想を策定しました。

私は、この構想の柱で五つの基本目標である、1、活力に満ち、希望あふれる産業構造の構築、2、安心して住みやすさ、優しさのある生活環境の実現、3、地域の誇りと文化をはぐくむまちづくり、4、地域の宝物、地域の資源を活用した交流あるまちづくり、5、市民が主役、未来を創造するまちづくりを具現化し、具体的事業を総合計画の中に盛り込み、その実現に向けて、新しい時代に即応し、既成概念にとらわれない、活力に満ちた施策を着実に進めてまいります。

次に、財政の健全化と安定化であります。

国が進める三位一体の改革は、地方の権限と責任を大幅に拡大し、住民に必要な行政サービスを、地方がみずからの責任で、自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムを構築することであり、政府が一丸となって取り組んでおりますが、本市のように国からの財源に多くを依存している小さな自治体にとっては、非常に大きな影響を受けております。

このため、国庫補助負担金の見直しや税源移譲の動向を見きわめ、従来の取り組みに加えて歳出のスリム化を実現し、将来の展望が開けるよう、財政の健全化、安定化を目指した運営に取り組んでまいります。

また、本市の財政運営に欠かせない市税や使用料などについては、市民サービスの財源として重要な収入源であり、この確保が喫緊の課題となっております。

税等負担の公平化という観点からも、職員交流により本市に赴任する北海道の税務職員の力を生かしながら、市民の納税意識の向上を積極的に行うとともに、滞納管理システム活用による迅速かつ効果的な徴収を行い、なお納入がなされない場合は、法律に基づく強制措置を行い、収納率の向上に努めます。

次に、総合計画の基本的方針に基づき、主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「健康で安心して過ごせるまち」であります。

生涯を通じて心身ともに健康で心豊かに安心して生活を送ることは、市民すべての願いであります。

これからの長寿社会を健康で安心して暮らしていくために、それぞれがお互いを思いやり、支え合う地域社会づくりを進めてまいります。

なお、三笠市ふれあい健康センター整備事業基金を廃止し、その処分金を三笠市福祉基金に積み立て、国及び北海道の補助金が廃止される福祉事業のうち、必要に応じて、この基金を充ててまいります。

健康づくりについては、健康寿命を延ばし、自立した生活が続けられるよう、各種健康診断や健康相談、介護予防対策事業などを実施し、市民の健康づくりの充実に努めてまいります。

また、新たにお母さん方の交流の場として母親教室を開設し、健やかな赤ちゃんの誕生を支援してまいります。

地域の中核病院である市立病院については、人口減に伴う患者数の減少などに加え、今後さらに医療を取り巻く環境が厳しくなることから、中・長期にわたり安定的な経営ができるよう、新たな経営健全化計画を策定し、経営改善に向けて取り組んでまいります。

また、市民のより一層の信頼を高めるために研修を実施し、医療事故防止と職員の資質向上に努めるとともに、医療機器の整備を図ってまいります。

国民健康保険については、今後の国民健康保険財政運営の動向及び基金保有額の推移を見据えながら、保険料率及び限度額について、慎重に検討してまいります。

地域福祉については、お年寄りや障害者の尊厳を重視し、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉ネットワークの充実に努めるとともに、昨年度に引き続き、お年寄りが除雪をしないで暮らせるまちづくりを目指し、町内会や市民ボランティアなどと協働して、ぬくもり除雪サービス事業を推進してまいります。

高齢者福祉については、平成18年度を初年度とする第3期高齢者保健福祉計画の策定に向け、高齢者が家庭や地域で自立した生活ができるよう、高齢者福祉サービスの総合的、効果的な支援体制などの検討を行ってまいります。

また、高齢者の安全な生活を確保するため、現在の緊急通報装置機器ホットライン119のあり方について検討するとともに、外出が困難な方々に対する宅配サービスの充実についても検討してまいります。

老人福祉センターについては、関係者の御理解と御協力をいただき、本年4月から利用者に負担していただき、継続運営をしてまいります。

介護保険については、在宅での生活が送れるよう、居宅サービスの供給量の拡大に努めるとともに、平成18年度を初年度とする第3期介護保険事業計画の策定に向け、作成委員会において、予防対策及びサービスの総合的な供給体制などの検討を行ってまいります。

児童福祉については、次代の社会を担う児童が健やかに生まれ育つ社会をつくるため、昨年度策定した、みかさ次世代育成支援行動計画に基づき、施策の実施を検討してまいります。

障害者福祉については、三笠市障害者福祉計画ぬくもりハートプランに基づき、障害者が安心して快適な生活ができるよう、生きがいづくりや交流の拡大、閉じこもり防止など、自立と社会参加活動を促進させるとともに、障害者のニーズに応じた在宅福祉サービス事業の支援に努めてまいります。

交通安全については、市内を通行する車両数が年を追うごとに増加する傾向にあることから、関係機関・団体などと連携、協力しながら交通安全意識の高揚と交通事故の防止に向け、市民への啓発活動を積極的に進めるとともに、交通安全施設の設置について、関係機関に要請してまいります。

消防行政については、消防・住民・事業所などが一体となった地域ぐるみの自主防火活動を推進し、安全で安心な地域社会づくりに努めてまいります。

救急業務については、救命効果の一層の向上を目指し、市民への応急手当の普及啓発と救急隊員の研修を通して、救急活動の高度化を図ってまいります。

防災については、関係機関、団体などと連携を密にし、地域防災力の向上強化に努めるとともに、自分たちの地域は自分たちで守ることを目標とした自主防災組織づくりに向け、その指導・育成を図ってまいります。

また、万が一の災害時の備えとして、防災安全ガイドを作成し、全世帯に配布してまいります。

治水を目的とした新桂沢ダム・三笠ぼんべつダムの建設については、いまだ本体着手には至っておりませんが、本年度中に本事業の基本計画の変更手続が完了することから、早期の両ダム完成とダム関連事業の推進に向けて、引き続き国などに要請してまいります。

さらに、幾春別地区の地すべり対策事業の整備促進及び抜羽の沢川の低水路整備の早期完成を、引き続き北海道に要請し、地域の安全向上に努めてまいります。

林業については、国・道など関係機関との連携により、公益的機能、森林環境の保全に努めてまいります。

次に、「活みなぎり元気に働けるまち」についてであります。

産業の振興は、本市の大きな課題であります。

このため、基幹産業である農業の振興をはじめとし、地場産業の支援、新産業の創出、企業誘致の促進、商工業・観光の活性化に努め、意欲的、創造的に働きやすい環境を創出し、元気のあるまちづくりを進めてまいります。

農業については、国際・国内情勢とも極めて厳しい状況にありますが、未来ある産業として、農業観光の展開や農産物の高付加価値化、ブランド開発などを進めるため、農業クラスター形成に向けて取り組んでまいります。

また、昨年度に引き続き、中山間地域にある経営不利な農地の耕作者に、直接所得補償を行う中山間地域等直接支払制度事業や、本市農産物の消費拡大を図るため、生産者を主体として宣伝、販売活動を行う三笠市農産物振興事業、さらに担い手確保に向けた新規就農者等誘致特別対策事業を実施し、本市の基幹産業である農業の基盤強化に取り組んでまいります。

本市の商業環境は、中心部においても空き地・空き店舗が増加傾向にあるなど、極めて厳しい状況にありますので、こうした施設の活用を積極的に図り、商業を活性化させるため、引き続き商工会と連携し、商業を行おうとする方を全国に呼びかける取り組みを進めるとともに、新たにインターネットを利用した仮想商店街の開設に向け、取り組んでまいります。

また、地域産業全般にわたっては、産業開発促進条例や商工業等元気支援条例の適用により、引き続き商工業者などへの支援を行ってまいります。

企業誘致は、長引く景気低迷により極めて厳しい状況にありますが、本市においては、この春の株式会社免疫生物研究所の操業、イオン株式会社による商業施設のオープン、さ

らに三笠工業団地内の住宅団地に賃貸アパートが建設されるなど、明るい兆しが見えてきており、今後も周辺開発が期待されることから、道の駅三笠裏へのアミューズメント施設の誘致に取り組むほか、バイオ産業を中心とする産業クラスターの構築に向けた研究に着手するなど、より一層の努力を傾注してまいります。

観光については、交流人口の増加を生み、地域の活性化を図るためにも重要な産業分野と考えております。

本市の観光資源の一つである鉄道村については、昨年度に引き続き、民間活力の導入に努めてまいります。

さらに、桂沢湖周辺については、国・北海道の事業に合わせた整備を目指しながら、民間活力の導入に努めてまいります。

桂沢国設スキー場は、市内小中学校や近隣市町村のスキー授業にも利用いただけるよう、引き続き努力するほか、幼児や児童を対象にした遊具を設置し、楽しめる環境が整備されたことから、より多くの集客に努め、冬の観光の活性化を図ってまいります。

また、新たに観光の国づくりを目指す北海道の動きに呼応し、富良野ルートとして通過する海外からの観光客も含め、歓迎の言葉を横断幕により掲げるとともに、歴史観光のネットワークづくりとして、市内歴史文化施設の周遊性を高めるシステムの構築に取り組むほか、広域的に集客できる「食」をテーマとした観光展開を模索してまいります。

起業化については、特産品開発として地域素材を利用した魅力ある製品づくりの研究に努めるとともに、三笠ブランドづくりの検討も進め、具体的商品化に向けて取り組んでまいります。

また、新たな産業を導入するため、市役所内に新規産業発掘プロジェクトを発足し、産業構築に向けた検討、活動を進めてまいります。

一方、三笠特産品のPR、産業市として試行的に開設していたみかさ楽市楽座については、岡山地区にイオン株式会社による商業施設の立地が実現し、絶好のPR拠点となることから、この場所での展開を検討・協議してまいります。

次に、「水清く緑あふれ快適に暮らせるまち」であります。

美しい自然は、本市の誇りであります。この豊かな恵みを将来の世代に引き継いでいくことが私たちの責務であり、自然環境の保全を図りながら、健康で文化的な生活環境を確保したまちづくりを進めてまいります。

クリーン三笠についてではありますが、昨年12月より一般家庭ごみの有料化を実施し、ごみの減量を図ってまいりましたが、今後、さらにごみの減量化、不法投棄の防止、リサイクルの推進など、よりクリーンなまちづくりを進めてまいります。

また、公共下水道につなぐことのできない地域の方々の生活排水処理については、本年度から浄化槽設置に対する補助を行ってまいります。

三笠市共同浴場については、地域住民の御理解と御協力をいただき、本年4月から入浴料金の引き上げにより、継続運営をしてまいります。

グリーン三笠についてであります。世界的な環境問題である地球温暖化については、本年2月に温室効果ガスの排出削減を義務づける京都議定書が発効され、国においては、6%の二酸化炭素排出削減に向け、今後、具体的な取り組みが提示されることになっております。

なお、温室効果を高めるものの一つとして、産炭地域の共有課題であるメタンガスの発生が挙げられることなどから、地球温暖化の究明、調査研究を本市を舞台として取り組むことを国などに要望してまいります。

食文化については、食の安全確保と安心の基礎となる食文化への自覚を高めるスローフード運動や農産物を地元で購入・消費できる地産地消システムなどの構築に向け、研究に取り組んでまいります。

都市計画については、昨年度、まちの活性化策として策定した三笠市振興開発構想の実現に向け、本市の都市づくりの根幹となる三笠市都市計画マスタープランの策定を行ってまいります。

公営住宅については、継続事業であります幸町団地建替事業の平家棟3棟16戸の建設と若松・堤町団地の中層住宅建設に向けた18棟86戸の除却を実施してまいります。

市営住宅の営繕については、本年度も引き続き実施するとともに、唐松地区における既設改良住宅の浴室整備を計画的に実施し、居住環境の向上に努めてまいります。

さらに、周辺環境の改善と土地の有効活用を図るため、弥生桜木町団地における老朽改良住宅5棟10戸の除却実施に向け、努力してまいります。

一方、民間住宅の空戸対策として、三笠市公式ホームページなどを活用し、市中心部への定住化促進を図るために、空き住宅情報を提供する住宅情報バンクの創設へ向け、調査、研究を進めるとともに、本市の最大の課題である人口の確保・定着化に向け、民間による岡山・萱野地区の新たな住宅団地整備や、市中心部への居住促進策となる市有地の無償譲渡について、検討してまいります。

道路については、交通安全の確保、土地利用の促進を図る目的で、唐松高台線を継続して整備するほか、新たに三笠市街地区の道路改良と三笠工業団地内の道路新設を進めてまいります。

また、凍上道路の補修や老朽化した簡易舗装及び道路側溝については、計画的に整備を進め、生活環境の向上に努めてまいります。

さらに、幹線道路の主要道道岩見沢三笠線、一般道道三笠栗山線、一般道道美唄三笠線の整備促進について、引き続き北海道へ要請してまいります。

公園については、利用者の安全確保と利用促進を図るため、維持管理に努めてまいります。本年度は初音公園に遊具を新設してまいります。

上水道事業については、安全で安心できる給水の確保が最も重要であります。本年2月に発生した水質事故について、市民、企業、団体などの皆様へ大変な御心配をおかけし、企業団構成自治体の一員として心よりおわびを申し上げる次第であります。

今後、このような事故を起こさぬよう、本市として企業団に対し強く申し入れるとともに、水道事業者といたしましても、水質管理のあり方について検討してまいります。

本年度は、幌内及び唐松配水池系の送・配水管改良と老朽管の更新を行うとともに、新たに三笠工業団地住宅団地内の配水管整備を実施してまいります。

あわせて有収率の向上と効率的な業務執行に努め、徴収体制を強化し、経営の健全化を図ってまいります。

下水道については、生活環境の保全や公衆衛生の向上のため、弥生・幾春別地区の管渠整備を継続し、新たに唐松青山地区及び三笠工業団地内住宅団地地区の管渠整備を行うとともに、市役所庁舎及び一部の教職員住宅の水洗化を実施するなど、普及率の向上に努め、経営の健全化を図ってまいります。

また、集中豪雨などによる浸水対策として、三笠地区の堤・若松町において、雨水管渠整備を道路整備とあわせて実施してまいります。

冬の環境であります。豪雪地域の本市においては、冬期間における円滑な道路確保が重要な課題であり、このため老朽化した除雪ドーザー、ロータリー装置を更新するなど、除排雪機械の強化を図り、快適な都市機能と市民生活の安全確保に努めてまいります。

公共交通機関は、地域住民の生活の足であり、それを確保するため、不採算路線である中央バス路線の幌内線及び岩桂線については、一定期間助成を行ってまいります。本年11月末で廃止予定の幌内線については、廃止後の12月以降、新たな方策として市営によるバス運行を実施するほか、岩桂線についても、同様の運行を目指してまいります。

また、市営による市内循環バスの運行については、今後、地域関係団体と十分協議し、その実施について検討してまいります。

なお、市民生活に必要な交通の確保に係る財源については、三笠市幌内線代替輸送確保基金を廃止し、新たに三笠市民生活交通確保基金を創設して、この基金を充ててまいります。

さらに、三笠工業団地内企業の通勤者及び住宅団地の居住者の利便性を考慮し、今後、中央バスの三笠線について路線変更を協議してまいります。

情報通信については、主要施設を高速無線システムで結ぶみかさマルチメディア21ネットワークを有効活用し、各種行政情報や住民相互の情報交換など、情報提供サービスの向上を図ってまいります。

また、NTTなどの民間事業者に対し、高度情報通信社会に対応する環境整備の働きかけや、2010年に供用開始が予定されるデジタル放送の活用などの研究に努めてまいります。

さらにITボランティア「あすなる倶楽部」が主催するIT講習会の実施に向けて、場所や機材の提供などの支援を行い、市民と行政の協働による情報化教育の推進に努めてまいります。

次に、「人を育み地域文化を創るまち」であります。

次代を担う子供たちが健やかに育つ教育環境の整備や、市民一人一人がいつでもどこでも参加できる学習社会の構築を目指し、人をはぐくみ地域文化をつくるまちづくりを進めてまいります。

子供の教育については、人口の減少とともに少子化が年々進んでいる中、国において新しい時代の幼児教育と保育のあり方について審議されておりますが、本市においても、唯一の民間の幼稚園が建物の老朽化と園児の減少により経営が厳しくなっていることから、今後の本市における幼児教育と保育のあり方について検討してまいります。

また、就学児童については、学習指導要領に基づく確かな学力と豊かな心の育成を基本に、保護者や地域の信頼にこたえる開かれた学校づくりの推進に努めてまいります。

昨年12月、岡山小学校と萱野中学校における小中一貫教育が構造改革特区に認定され、本年4月から両校において、国際科、地域科の実施や選択学習の導入など、特色ある教育を進めていくとともに、北海道教育大学と連携し研究してまいります。

また、幾生中学校は本年3月末日をもって閉校し、三笠中央中学校に統合いたしますが、生徒間の融和を図るとともに、通学生徒のための横断歩道や信号機の設置など、生徒、保護者に不安を抱かせない、安心した教育環境をつくってまいります。

加えて、児童の教育環境の改善を図るため、閉校する幾生中学校の校舎を本年8月から幾春別小学校の校舎として活用してまいります。

なお、幌内小学校についても、小学校・中学校適正配置審議会の答申に基づき、三笠小学校との統合を準備していくとともに、幌内・幾春別小学校両校舎の活用について、検討してまいります。

一方、本市の最高学府である三笠高等学校については、現在、同校が取り組んでいる特色ある学校教育を支援してまいります。

社会教育については、市民一人一人が生きがいを持って、生涯いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その学習の成果を適切に評価される生涯学習社会を築くことが必要とされております。

このため、三笠市社会教育中期計画に基づき、楽しく学び合い、新しい時代を開く心豊かな人づくりを基本目標に、市民の学習活動の観点に立った、市民と行政との潤いある学習社会の充実発展に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、市民の健康や体力づくりに対する関心が高まり、幅広い生涯スポーツ活動の拡充が求められております。

気軽なレクリエーションの場として楽しめる、パークゴルフ場の新設については、設置場所や施設の規模などについて、今後、検討してまいります。

第4回目となる三笠北海盆おどりについては、昨年10月北海道遺産として登録されました。

歴史的文化遺産である北海盆おどりは、貴重な観光資源でもあり、道内はもとより全国にPRするとともに、市民、企業、市外からの参加の輪を広げ、地域文化の振興とまちお

このため、本年8月14日、15日、20日の3日間、開催いたします。

また、今後、会場などについて研究してまいります。

歴史・文化資源であります。本市は、貴重な歴史や文化財に恵まれており、これらを大切に保存し後世に伝えるとともに、その活用を図ってまいります。

博物館においては、各化石研究機関と連携を図りながら、学術研究の充実と発展に努めるとともに、現在の既成の博物館の概念にとらわれることなく、広く全国から何度でも見たい、学習したいと思われるようなアイデアを募集し、皆さんに親しまれる新しい博物館の構築に向けて取り組んでまいります。

また、道内初の「三葉虫」をテーマにした特別展を7月から10月までの間、開催してまいります。

一方、本市には北海道遺産に登録されている炭鉱遺産が数多くあり、この炭鉱遺産を活用して景観整備に取り組んでいる市民活動に対し、引き続き支援していくとともに、炭鉱遺産の保存、保全に向け、国などに要望してまいります。

文化芸術活動については、昨年度制定した三笠市民文化芸術振興条例に基づき、本年度は、三笠市民文化芸術審議会を設置し、広く意見をいただきながら、本市の特色ある文化芸術を守り育て、活動や鑑賞の機会の拡充など、その恵沢を市民が享受できる環境づくりに努めてまいります。

次に、「未来をみんなで作るまち」についてであります。

地方分権時代は、自治体と市民との関係において、それぞれの責務と役割を認識し、市民みずからの選択と責任による個性豊かなまちづくりが求められています。

このため、自分たちが住むまちは自分たちでつくるという基本に立ち、市民の皆さんとともに考え、ともに協力して、未来をみんなで作るまちを推進してまいります。

郷土愛についてであります。本市の応援団である東京三笠会が文化・芸術・芸能などで全国的に活躍されている地元出身の方々の協力による仮称「三笠文化教室」の開催を本市で計画しており、その取り組みを通じ、本市の知名度を向上させ、市民が自慢と誇りを持つまちを目指してまいります。

市民との協働のまちづくりには、情報の共有化が前提であります。

今後、積極的に情報公開のあり方について、さらに研究を深めてまいります。

また、行政情報の提供に当たっては、みかさマルチメディア21ネットワークの有効活用と市広報や公式ホームページの内容の充実に努めてまいります。

まちづくりの市民参加については、今後も各種審議会や委員会の委員定数の適正配置の見直しを行うとともに、公募制を拡大し、女性や若者が委員へ参画できるよう努めてまいります。

また、地域と行政とが連携した地域づくりの実現を目指した協働ルームをさらに活性化させるとともに、本年度、三笠市連合町内会連絡協議会を対象に市政懇談会を開催してまいります。

加えて、市民との対話を深めるため、要請に応じて各連合町内会、婦人団体、青年団体などとの懇談の場を設けてまいります。

一方、市民みずからがまちづくりの検討や取り組みに参加していただくため、勉強会や講座を開催するなど、リーダーの育成、活動グループの組織化を目指してまいります。

住民自治基本条例の策定に向けては、市民との行政情報の共有化を積極的に進め、市民意識の熟度の高まりを目指しながら、市民とともに市民の市政への参加の仕組みのあり方などを調査、研究してまいります。

市民のコミュニティーの場である地区市民センター、多目的研修センターについては、各連合町内会の御理解と御協力をいただき、本年4月から経費の削減など、効果的な運営を実施してまいります。

行政運営に当たっては、公平性を前提としながら、限られた資源の中で高度化、多様化する市民ニーズに対し、より効率的、効果的な行政運営を図るため、行政評価制度を試行してまいります。

また、職員数は、引き続き退職者の不補充などにより定数削減を行ってまいります。業務執行が停滞することなく円滑に執行するよう、職員が意欲・能力を十分に発揮する動機づけとなる人事評価制度も試行してまいります。

さらに、平成19年度以降の地方分権改革の一環として、地方交付税が大幅に削減されることが予測されることから、これに対処するため、さらなる行財政改革を検討するとともに、職員数の削減に見合った組織機構の改革に取り組んでまいります。

まちづくりは、一人一人が知恵を出し合い、力を合わせ、ともに作り上げていくことが何よりも大切であると考えております。

本市には、先人の築いたすばらしい百二十数年の歴史と文化、そしてだれにも負けない不屈の精神と豊富な知恵という大きな財産があります。

この財産を生かして、個性豊かな元気で魅力あるまちをつくり、後世に引き継いでいかなければなりません。

市民と行政が相互に信頼し合い、透明で開かれた関係をつくりながら、市民皆さんとの協働作業の中、私は「市民のだれもが住んでよかったと思えるまち」をつくるため、全力を挙げて行政のかじ取りをしていく決意であります。

以上、平成17年度の市政に臨む所信を述べさせていただきましたが、市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 次に、平成16年度教育行政執行方針について。

教育長、登壇説明願います。

（教育長 富樫繁樹氏 登壇）

教育長（富樫繁樹氏） 平成17年第1回定例会の開会に当たり、教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、教育行政を取り巻く情勢は、少子高齢化の進行する中、教育基本法改正の動きや

三位一体改革での義務教育費国庫負担制度の見直しなど、教育行政は大きな変革の時期を迎えております。

昨年は、アテネオリンピックにおける道内出身選手の活躍や駒大苫小牧高校の全国高校野球の優勝により、道民の長年の夢であった深紅の大優勝旗が北海道に渡ってくるなど、感動を与えてくれた明るい話題もありましたが、目を覆いたくなるような児童虐待や凶暴な青少年犯罪の続発、そして学力低下の問題など、教育に求められる課題もたくさんありました。

このような状況の中で、教育委員会としては、現状をしっかりと見据え、学校・家庭・地域と連携をとり、子供たちの「心豊かに」「たくましく」生き抜くことができる人間育成の教育と、また、市民が生涯にわたって「生き生きと」潤いのある人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指し、努力してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

幼児教育を取り巻く社会環境は、少子化等により幼稚園児の減少、共稼ぎ家庭の増大による保育ニーズの変化、育児疲れによる保護者のストレスなど、さまざまな課題があり、そのため国においては、新しい時代の幼児教育と保育のあり方について審議されているところでありますが、本市においても、唯一の民間の幼稚園が建物の老朽化と園児の減少により、経営が厳しくなっていることから、市と幼稚園と協議し、今後の本市の実情に合った幼児教育と保育のあり方について検討してまいります。

また、子供一人一人が「豊かで思いやりのある心」と「忍耐力や善悪の判断力」を身につけるためには、幼児期の家庭教育が最も重要とされております。このため、保護者に対し、幼児教育と子育て教育の充実など支援してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育は、人間の成長と発達の基礎を培い、自主的・創造的な人間形成を育成する上で極めて重要であります。このため、学習指導要領による基礎・基本をしっかりと身につけ、みずから学び、みずから考えるなどの「確かな学力」をはぐくむことや、主体的に判断し、問題を解決する能力や他人を思いやる「豊かな心」の育成を基本に、道徳教育の充実や奉仕・体験活動など、きめ細かな教育活動を推し進めてまいります。

特に「総合的な学習の時間」については、各学校が地域の恵まれた自然や施設、そしてすぐれた人材などを十分に活用し、「体験学習」などにより教育効果を高めることに取り組んでまいります。

また、本市の重要な教育の柱であります岡山・萱野小中一環教育の実施については、昨年12月に「構造改革特区」の認定を受けました。本年4月から岡山・萱野の両小中学校と保護者、地域と連携を図りながら、9カ年の中で自然、環境、地域の歴史等を学ぶ「地域科」と小学校1年生から英語教育を学ぶ「国際科」及び基礎・基本の定着による学力の向上や一人一人の個性を伸ばしていく「選択学習」を柱に、新しい教育課程を実施してまいります。

この小中一貫教育は、平成19年度の本格実施に向け、17年度から2カ年は試行により柔軟に行うとともに、外国人による英語教育については、岡山・萱野以外の小中学校においても導入の可能性を研究してまいります。

また、北海道教育大学と連携し、小中一貫教育をさらに研究していくとともに、本市の遊休教育施設などを大学の再編における教育課程の施設として活用されることを要請してまいります。

学校の適正配置については、依然として人口減と少子化により小規模化が進行しており、平成15年に出された「三笠市立小学校、中学校適正配置審議会」の答申に基づき、生徒の人間形成に必要な集団での学習能力の向上を図るため、本年4月に幾生中学校と三笠中央中学校を統合します。統合に当たっては、両校の生徒が不安のないよう、明るく健全な生徒間の交流のための環境づくりに努めてまいります。

また、幾生中学校の生徒は、バスによる通学となりますが、安全な通学のため、三笠警察署ほか札幌土木現業所の協力により、昨年12月に中央中学校バス停前に手押し式の信号機と横断歩道を設置していただきました。今後も、生徒、保護者に不安のないよう十分な対応を図ってまいります。

また、幌内小学校についても、本年の入学児童は1名となり、4月からの全校生は6学年で4学級16名と少なく、既に複式学級を編制していることから、児童にとって好ましい教育環境とは言えず、「小学校・中学校適正配置審議会」の答申に基づき、平成19年4月の三笠小学校との統合に向け、保護者や地域に実情を説明してまいります。

高校については、地元に残された唯一の最高学府である三笠高等学校に対し、「三笠高等学校と市内中学校との進路に関する懇談会」や「三笠高校問題対策協議会」を開催するなどして、地域に根差した開かれた学校づくりを支援してまいります。

また、平成14年度に初めて資格取得の助成を受けた生徒が本年3月で卒業となります。今後も、この成果を検証しつつ、期待される人材を社会に送り出すため、引き続き資格取得の助成を図るとともに、さらなる特色ある教育を支援してまいります。

特殊教育については、心身に障害のある児童生徒の適正な就学を行うため、就学指導委員会の審議を踏まえて小学校4学級、中学校1学級の特殊学級を設置し、保護者の理解のもと、児童生徒の可能性を最大限に伸ばすための教育を行ってまいります。

児童生徒の指導については、非行、いじめ、不登校などが今日の大きな社会問題となっておりますが、本市においては、学校における教職員と児童生徒との人間的な触れ合いによる信頼関係をより一層深め、一人一人の個性を大切に、愛情を持った指導を行ってまいります。

昨年11月、非行の再発防止と犯罪被害の未然防止並びに児童生徒の健全育成に資することを目的として、「子どもの健全育成サポートシステム」に関する協定を三笠警察署と当教育委員会との間で締結いたしました。

今後、この協定を活用し、さらに子どもの安全・安心に努めてまいります。また、三笠

市青少年育成センターを窓口として三笠市生徒指導連絡協議会など関係機関と情報を共有し、家庭・学校・地域との密接な連携による非行及び犯罪被害の防止のため、引き続き支援体制を進めてまいります。

教職員の研修については、教職員の能力が児童生徒の人格形成に大きく影響を与えることから、新しい時代にふさわしい学校教育を実現するため、各種研修を推し進めるとともに、指導主事の学校訪問を積極的に活用し、教職員の資質と能力の向上を図ってまいります。

また、市内の地域活動にもみずから参加し、文化や歴史などを学ぶ機会の拡充を図るなど、研修の促進に努めてまいります。

教育研究所については、教育における指導力の向上のほか、地域に根差した小中一貫教育などの研究・研修を行ってまいります。

学校教育環境については、幾春別小学校が昭和49年に建築され、市内の学校の中で一番古く、老朽化により暖房施設や校舎の壁などが破損しているため、児童への教育環境の悪化と安全性が懸念される状況となってきました。本年度は、この幾春別小学校を、関係者皆さんの御理解を得たことから、統合する幾生中学校の校舎へ移転し、教育環境の改善を図ってまいります。

また、授業に大きな支障を与えないようにするため、8月の夏休み中に移転を行ってまいります。

なお、幾春別小学校の校舎の利用については、博物館の資料館として市内数カ所にある資料を集約し、活用を図ってまいります。

今後、統合を予定している幌内小学校の校舎についても、閉校後の活用を関係所管と検討してまいります。

また、学校における喫煙対策については、道立学校において昨年10月から学校敷地内禁煙を実施しております。

当教育委員会においても、道立学校に合わせ、本年度から児童生徒の受動喫煙の防止と教職員等が学校で喫煙することの児童生徒への教育的影響及び健康増進法の趣旨などを踏まえ、未来を担う児童生徒の健康のため、市内小中学校の校舎及び敷地内での禁煙を実施いたします。

また、地域に開かれた学校づくりのため、「学校評議員制度」を活用し、保護者や地域の意向の把握に努め、学校運営に反映していくとともに、新しい公立学校の仕組みである「地域運営学校」（コミュニティー・スクール）の導入について研究してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

豊かで活力ある社会を築いていくためには、人々が生涯にわたり自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指していくことが重要であります。

このため、教育委員会は、「三笠市社会教育中期計画」に基づき「“楽しく学び合い新しい時代を拓く心豊かな人づくり”」を目標に、市民一人一人の主体的な学習活動の支援

を行ってまいります。

家庭教育については、少子化や人々の価値観の変化などにより、人と人との結びつきが希薄化し、「親のしつけ」に対する自信の喪失など、家庭教育の低下が指摘されておりますが、子供の人格形成の基礎は家庭において培われます。

このため、「思いやり」や「触れ合い」を深める家庭教育を推進するため、「しつけ」に関する学習を中心とした2歳児通信学習「お母さん生き生き子育て」の発行や自主的に学習する「家庭教育学級」を支援してまいります。

青少年教育については、今日の青少年を取り巻く社会環境は、物質的に恵まれている反面、人間関係の希薄さや社会性の欠如などが指摘されております。このため、家庭・学校・地域が共通の理解や認識のもとに緊密な連携を図り、三笠市青年協議会などによる仲間づくりや文化活動、奉仕活動等を通して、「心豊かでたくましい青少年」の育成に努めてまいります。

また、三笠市地域子ども会育成連絡協議会と連携して、地域の自然の特性を生かした「カヌーで遊ぶ」体験活動や研修会並びにリーダーの養成を行ってまいります。

成人教育については、成人期は人間として充実し、調和のとれた年代であり、社会人、家庭人として大きな責任を負っています。

このため、新しい時代に対応できる知識と教養を高めるために各種の講座を開設し、受講修了者に対しては、さらなる研さんを深めるため、受講者同士の交流の促進にも努めてまいります。

また、市民と行政による住みよい郷土づくりを目指すため、まちづくり大学・仮称「志学館」について調査研究に努めてまいります。

高齢者教育については、少子高齢化が進む中で、高齢者を取り巻く生活環境は一層厳しくなり、みずからも主体的に生きる力が求められております。

このため、社会の変化に対応した知識と能力を身につけ、楽しく充実した生活を送るために「ことぶき大学」を引き続き開催するほか、「書き初め大会」を初めとする子供たちとの世代間交流事業など、社会参加の促進を図ってまいります。

文化・芸術の振興については、生活に潤いをもたらすとともに、個性的で文化の薫り高い地域づくりに大きな役割を担っています。

昨年、市民のための文化芸術の指針となる「三笠市民文化芸術振興条例」を制定いたしました。本年度は10名の委員から成る「三笠市民文化芸術審議会」を設置し、三笠市の特徴ある文化芸術を守り育て、地域に根差した活動や発表の機会の拡充を図り、その恵沢を市民みんなが享受できる具体的な環境づくりに努めてまいります。

また、文化・芸術の交流の場であります「ミカサ・モダンアートミュージアム」は、情報発信の基地として充実させ、文化・芸術の創作活動を推進するとともに、展示の企画など施設の有効活用を図ってまいります。

北海盆おどりは、昨年10月「空知の炭鉱関連施設と生活文化」の中で北海道遺産に選

定されました。

「三笠が発祥の地の北海盆唄」を通じて、道内はもとより全国に向けて「北海盆おどり」のPRを図るとともに、「地域文化の振興」と「まちおこし」のために、「三笠北海盆おどり実行委員会」など関係団体と連携し、市民・企業・市外からの参加の輪を広げ、お盆期間中の8月14日、15日と20日の3日間、「三笠北海盆おどり」を開催してまいります。

また、今後、会場については、さらなる発展を図るため、検討してまいります。

歴史・文化資源については、長い歴史や郷土の中ではぐくまれ、継承されてきた貴重な財産であります。これらの文化遺産を大切に保存し後世に伝えるとともに、資源の発掘に努め活用していくことが必要であります。このため、「郷土史を学ぶ会」の協力を得て市民参加による「歴史探訪」を引き続き実施してまいります。

公民館活動については、多様化する市民のニーズにこたえとともに、余暇の積極的な活用による豊かな生活を実現していくため、市民の学習意欲に応じた講座など一層の充実と自主的な文化活動の場として提供してまいります。また、広く学習成果の発表の場として公民館ロビーを提供してまいります。

図書館については、読書は人間形成に大きな役割を果たすことから、幼児期から絵本を読む楽しさを覚え、想像力を養うことが大切とされております。このため、近年、子供の読書離れの傾向化にある中、読書普及活動の一層の促進に向けて、子供への読書案内や乳幼児健診時における絵本等の読み聞かせやボランティアによる「絵本とおはなしかるがも会」などの各種事業を実施し、市内の小中学校へ定期的に図書の貸し出しを行い、子供たちへよりよい読書環境を提供してまいります。

また、老朽化した管内の暖房施設を改修し、環境の改善を図ってまいります。

博物館については、各研究機関と連携を図りながら、自然科学、郷土の歴史、民族、産業等の貴重な資料を収集・研究し、充実と発展に努めていくとともに、現在の既成の博物館に概念にとらわれることなく、何度でも見たい、学習したいと思われるようなアイデアを広く全国から募集し、皆さんに親しまれる新しい博物館の構築に向けて取り組んでまいります。

また、学習指導要領による児童生徒の「総合的な学習の時間」及び小中一環教育の「地域科」の授業に対応するとともに、各種講座・教室の開催など普及活動と利用促進に努めてまいります。

化石の保存については、「幾春別川ダム化石保全検討委員会」や大学の研究機関と連携し、周辺の地質、化石の調査研究に努めてまいります。

本年度は、5億年前から2億3,000万年前の海に最も多く繁栄した節足動物で化石の王様と言われる「三葉虫」をテーマに、道内初めての特別展を7月から10月までの間、開催してまいります。

また、資料の保管施設である旧弥生中学校の体育館と幾春別生活館については、老朽化

と台風被害のため危険な状況となりましたので解体し、統合後の幾春別小学校校舎に、その資料を整理し、収蔵してまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、生活水準の向上や高齢化社会の進展などに伴い、生きがいや健康増進、体力の向上を目指して日常的に親しむ人がふえてきました。

このため、「市民一人スポーツ」を目標に、各年代や体力に応じたスポーツ活動を推進するため、初心者や子供を対象に「出前スポーツ教室」「水泳教室」「スキー教室」を引き続き実施するほか、三笠ドームを中心としたスポーツ施設の有効活用に努めてまいります。なお、陸上競技場については、選手の減少などから年々利用も減っており、本年度は第3種公認の認定は行わず、今後は練習用の競技場として利用してまいります。

競技スポーツの振興については、体育協会やスポーツ少年団との連携を図り、各種協議団体が主催する事業を支援してまいります。

また、気楽なレクリエーションの場として楽しめる「パークゴルフ場」の新設について、設置場所や施設の規模などを検討してまいります。

以上、平成17年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げましたが、今日ほど教育に対する期待とその信頼性が求められているときはありません。また、課題も多岐にわたっており、教育行政を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。

私は、教育委員会の果たす役割と使命の重大性を深く心に受けとめ、三笠市の教育の発展に向け、施策の執行に当たっては最善の努力を傾注してまいり所存でありますので、市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

最後に、ちょっと不徳のいたすところで風邪を引いておりまして、言語不明な点が多少あったと思いますが、お許しいただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（扇谷知巳氏） 引き続き、議案第18号から議案第25号までについて、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第18号平成17年度三笠市一般会計予算から議案第25号平成17年度市立三笠総合病院事業会計予算までの各会計予算議案8件について、一括提案説明申し上げます。

最初に、背景となる国の平成17年度予算編成の基本的考え方ではありますが、歳出全体にわたる徹底的な見直しを行い、「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」との観点から、引き続き行財政改革を強力に推進することとしております。

また、地方財政については、地方6団体が取りまとめた改革案尊重の「国と地方の税源配分の見直し」により、おおむね3兆円規模の税源移譲が措置された「三位一体改革」がなされたところでありますが、この改革は、財政力の弱い団体等に対しては地方交付税を見直し、適切な財源を措置することとされたものの、具体的内容はなお不透明であります。

こうした国の予算編成方針や地方財政計画を踏まえ、平成17年度における三笠市の予算は、歳入総額を基本とした歳出の抑制と自立対策プランを反映し、将来にわたって安定した財政運営を目指した編成を基本としたものであります。

政策的予算については、本年度及び将来の財政負担を考慮しながらも、振興開発構想の具現化のための措置をするものであります。

以下、各会計順に予算の内容について説明申し上げます。

最初に、一般会計予算であります。歳出予算から説明いたしますと、職員給与等人件費関係では、議案第7号で提案いたします三笠市職員定数条例の一部改正に伴い、退職者の不補充による職員数を見直した額を措置いたすものであります。

一般行政経費では、自立対策を基本とした見直しのほか、各必要経費の徹底した精査を図り、財政体力に見合った経費を措置するものであります。

主な政策的予算の内容について説明いたしますと、まず総務費では、本年11月までの中央バス幌内線運行に係る補助金を措置するほか、廃止となる幌内線の代替としてバス購入費を措置し、民生費では、ぬくもり除雪サービスに係る経費を措置するものであります。

衛生費では、清住火葬場の部分整備を行うほか、下水道処理区域外の浄化槽設置整備費補助金を措置し、農林水産業費では、新規就農者等誘致特別対策事業、中山間地域等直接支払事業などの継続事業を措置するものであります。

商工費では、民間アパート建設に対する5件分の商工業等元気支援補助金と桂沢観光ホテル施設整備のほか、外国人旅行者向けの歓迎メッセージを発信する横断幕の設置費を措置するものであります。

土木費では、市道整備と道道岩見沢三笠線凍雪害防止受託事業を実施するとともに、除雪機械の購入、公営住宅建替事業、市営住宅整備及び改良住宅の浴室整備を措置するものであります。

消防費では、老朽による消防本部庁舎の整備を図り、教育費では、小中一貫教育事業の初年度であることから、その指導体制と教材整備に必要な措置をするほか、図書館、給食センター及び温水プール整備費と新しい博物館の構築に向けて各方面からのアイデアを募る「ゆめ構想」に係る経費を措置するものであります。

次に、歳入予算の主な内容であります。まず市税については、滞納管理システムを十分に生かして、徴収強化を行い、特に悪質な滞納者については法的措置を行うものであります。

諸交付金については、地方財政計画による増減率等を考慮し、地方交付税のうち普通交付税及び臨時財政対策債については、国の今年度の交付税及び臨時財政対策債の計画内容に基づき、過大見積もりとならないよう措置するものであります。

さらに、特別交付税についても、国の計画と厳しい交付実態を考慮し、減額して措置するものであります。

使用料及び手数料については、利用実態による積算を行うとともに、地区市民センター、老人福祉センター、共同浴場の使用料をさきの条例改正に基づいて措置するものがございます。

また、国庫支出金等歳出関連の特定財源については、現段階で見込めるものについて、すべて措置するものであります。

次に、債務負担行為については、「事務用機器の更新」「土地開発公社の債務保証」を措置するほか、農業経営者のための「経営基盤強化資金利子補給金」「国営造成施設管理体制整備促進事業」について措置するものであります。

地方債の限度額等及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は、103億4,573万7,000円となり、前年度予算と比較して8,335万8,000円の増、率にして0.8%の増となるものであります。基金の廃止と新設による繰入金と積立金及び前年度の借換債を除くと、実質的な予算総額は100億8,240万6,000円となり、前年度予算と比較して2,307万3,000円の減、率にして0.2%の減となるものであります。

次に、老人保健特別会計予算であります。急速な人口の高齢化に伴う老人医療費の増加や老人保健制度改正による公費負担見直しにより市負担額が増加する中、なお一層の経費全体の見直しと老人医療費の適正化を推進し、健全な運営を実施することを基本に予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主要となる医療給付費は、前年度決算見込みを基礎に老人保健対象年齢の引き上げを考慮した経費を見込んだほか、運営事務費、短期借入金利息を措置するものであります。

一方、歳入予算は、制度改正により支払基金交付金の負担割合が平成14年10月から5年間で7割から5割に引き下げられることに伴い、国・道・市の負担増を考慮した経費を措置するものであります。

以上により、老人保健特別会計予算の総額は28億3,957万9,000円となり、前年度当初予算額と比較しますと336万7,000円の増となり、率にして0.1%の増となります。

次に、国民健康保険特別会計予算であります。高齢化の進展に伴う医療費の増加や長引く経済の低迷等により、国民健康保険事業の運営が極めて厳しい状況に直面している中、制度を通じた給付の平等や負担の公平を図り、国民健康保険財政の健全運営を実施することを基本に予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費については、前年度決算見込みを基礎に、老人保健制度改正における対象年齢の引き上げに伴い、国保会計の負担増を考慮した経費を措置するとともに、前年度に引き続き医療費適正化特別対策事業及び収納率向上特別対策事業に係る経費を措置するものであります。

また、老人加入率上限撤廃に伴う老人医療費拠出金が1,406万1,000円の減となり、介護納付金については、第2号被保険者の1人当たり負担額増により、1,766万7,000円を増額措置するものでございます。

保健事業費については、5カ年計画で実施した総合データバンク事業の終了により、251万9,000円を減額措置するとともに、前年度に引き続き、骨粗しょう症検診、人間ドック費用及び健康診査に係る費用の助成事業並びに健康家庭表彰などの経費をそれぞれ措置し、医療費適正化を図ります。

一方、歳入予算は、本年度の保険料率及び賦課限度額は据え置きますが、今後の医療保険制度改正による国庫負担金の動向や基金残高の推移を見据えながら、慎重に検討するものであります。

そのほか、国道支出金、療養給付費等交付金などの現時点で見込まれるすべての収入を措置し、なお不足する5,000万円については、国民健康保険基金の取り崩しにより措置するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は18億6,969万円となり、前年度当初予算額と比較しますと6,438万4,000円の増となり、率にして3.6%の増となるものであります。

次に、介護保険特別会計予算であります。介護保険特別会計においては経費全体の見直しを行い、介護保険給付が適切に実施できることを基本に予算編成したものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、過去の利用実績の推移をもとに1カ月当たりの平均利用人員を居宅介護サービスは291名、施設介護サービスは208名と見込んだ経費を措置するものであります。

財政安定化基金拠出金については、基金の設置規定に基づいて措置し、基金積立金については、介護給付費準備基金の益金を積み立てるものであり、また、総務費については、保険事業の執行に必要な経費について措置するものであります。

一方、歳入予算であります。保険給付費に対する支払基金、国、北海道、三笠市の負担額については、法定負担割合に基づいてそれぞれ措置するとともに、なお不足する1,838万3,000円を介護給付費準備基金の取り崩しにより措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計予算の総額は11億4,420万5,000円となり、前年度当初の予算額と比較しますと、率にして6.7%の増となります。

次に、公共下水道事業特別会計の予算であります。歳出予算の主なものから説明しますと、職員給与費については職員6名に係る経費を措置するものであります。

物件費・維持補修費については、浄化センター、管渠、ポンプ場等の維持管理について措置し、補助費等については、水洗化普及促進のための水洗便所改造補助金等について措置するものであります。

貸付金については、前年度に引き続き水洗化資金の貸し付けを行うため、金融機関へ預

託する資金を措置するものであり、積立金については、下水道促進化基金について将来の経営安定化に向け、積み立てるものであります。

主な政策的予算の内容について説明いたしますと、弥生・幾春別地区を中心に污水管渠整備費を措置するとともに、堤・若松町及び幾春別地区について、雨水管渠整備費を措置し、また、岡山住宅団地においても、污水・雨水管渠整備費を措置するものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず分担金及び負担金は、下水道受益者負担金の納入見込みの額を措置し、使用料及び手数料については、今後の水洗化の見込みにより措置するものであります。

国庫支出金及び市債等については、歳出関連で見込まれるものについて措置し、財産収入及び諸収入については、現段階で見込まれるものについては措置するものであります。

繰入金については、一般会計繰入金を繰り出し基準に基づいて措置するものであります。

基金繰入金については、下水道促進化基金から下水道事業受益者負担金の前納報償金相当額、水洗便所等改造補助金、消費税納付金、補助事業一般財源相当額及び財源調整額を取り崩すものであります。

次に、地方債、一時借入金の借り入れの限度額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、公共下水道事業特別会計予算の総額は11億7,529万3,000円となり、前年度予算と比較しますと3億167万4,000円の減、率にして20.4%の減となるものであります。

次に、育英特別会計予算であります。奨学資金の新規貸し付けについては平成16年度で廃止となりましたが、平成17年3月31日までに小学生となった者については、在学学校の修学年限を終えるまでの間、本人の希望により貸し付けを行うものであります。

そのため、歳出については、現在、奨学資金を貸し付けている大学生10人分を見込み、貸付額384万円とするものであります。

一方、歳入については、基金運用収入及び貸付金収入を見込み、なお不足する額については、育英基金の取り崩しにより措置するものであります。

以上により、育英特別会計予算の総額は384万円となり、前年度当初予算額と比較しますと301万2,000円の減、率にして44%の減となるものであります。

次に、水道事業会計であります。水道事業については、安全な水を安定的に供給するために施設の管理に努めるとともに、経営の改善と経費節減等の企業努力をするほか、市民サービスの向上に努めていきます。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、給水収益等の増額により総額3億5,823万7,000円を措置するものであります。

支出については、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として総額3億5,2

77万7,000円を措置するものであり、収支では546万円の利益となる予定であります。

次に、資本的収支については、まず支出であります。老朽配水管の改良、岡山住宅団地の配水管整備、メーター器の取りかえが主な事業であり、2億2,684万5,000円を措置するものであります。

なお、今年度も年次計画により漏水調査を実施し、有収率の向上を図るものであります。

一方、収入では、支出に関連する企業債で1億30万円を措置するものであります。

この結果、収入額が支出額に対して不足する額1億2,654万5,000円は、当年度消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、企業債、一時借入金の最高額及び他会計からの補助金等については、歳入歳出予算に関連して措置するものであります。

以上により、水道事業会計歳出予算の総額は5億7,962万2,000円となり、前年度予算と比較して499万8,000円の増、率にして0.9%の増となるものであります。

最後に、病院事業会計予算であります。病院事業については、地域の中核病院としての使命遂行のため、また市民の安心と信頼される病院を目指し、予算の編成を行ったものであります。

まず、収益的収支であります。収入については入院、外来収益とも、過去の実績をベースに過大にならぬよう積算し、また、患者1人当たりの診療単価についても平成16年度の実績見込み額と同額とした結果、総額29億2,252万1,000円を措置するものであります。

支出については、給与費は4月1日在籍職員の人員で措置し、材料費と経費は効率的に執行するための経費を見込み、総額29億6,557万9,000円とするものであります。

次に、資本的収支であります。収入については、企業債、一般会計負担金など総額1億1,112万6,000円を措置するものであります。

一方、支出については、医療機器の整備として透析用モニターや耳鼻科の咽頭ファイバースコープなどを更新するほか、企業債償還金、長期借入金償還金、年賦償還金に係る経費を措置し、総額2億3,113万7,000円とするものであります。

この結果、収益的収支と資本的収支を合わせた内部留保資金の状況は1億7,170万7,000円の資金不足となります。

この非常に厳しい経営状況から今後安定的な経営ができるよう、新たな経営健全化計画を策定してまいります。

企業債の借り入れ、一時借入金の借入限度額は、収入支出予算の関連により定めるものであります。

以上により、支出予算の総額は32億7,637万6,000円となり、前年度予算と比較いたしまして1億2,235万2,000円の減、率にして3.6%の減となります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 以上をもちまして、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第18号から議案第25号までの提案理由説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第18号から議案第25号までの質疑は、3月14日からの通告質問により行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

昼食休憩に入ります。

休憩 午後 0時31分

再開 午後 1時30分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第1号、議案第2号について

議長（扇谷知巳氏） 日程の8 議案第1号三笠市幌内線代替輸送確保基金条例を廃止する条例の制定について、議案第2号三笠市民生活交通確保基金条例の制定についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第1号三笠市幌内線代替輸送確保基金条例を廃止する条例の制定について、議案第2号三笠市民生活交通確保基金条例の制定について、一括提案説明申し上げます。

現在、三笠市民の公共交通手段は、中央バス株式会社によるバス運行により確保されております。

しかし、そのうち幌内線については、平成17年11月30日をもって廃止する旨の通知がなされております。

そのため、12月1日から代替路線バスを市営で確保することとし、その財源として三笠市幌内線代替輸送確保基金を取り崩し活用したいと考えておりましたが、当条例では取

り崩しができないため、一たん廃止し、その処分金を原資として新たに市民生活に必要な交通の確保を図ることを目的に、三笠市民生活交通確保基金条例を制定するものであります。

以上、一括提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第1号、議案第2号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第9 議案第3号、議案第4号について

議長（扇谷知巳氏） 日程の9 議案第3号三笠市ふれあい健康センター整備事業基金条例を廃止する条例の制定について、議案第4号三笠市福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第3号三笠市ふれあい健康センター整備事業基金条例を廃止する条例の制定について、議案第4号三笠市福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について、一括提案説明申し上げます。

今回の提案は、国の三位一体改革によって福祉事業の国または北海道の補助金が廃止されることに伴い、一般会計の負担が増大するため、この財源確保として、三笠市ふれあい健康センター整備事業基金を三笠市福祉基金に統合し、補助金相当額を1,000万円を限度として取り崩し、活用できるよう、必要な改正を行うものであります。

内容は、三笠市ふれあい健康センター整備事業基金条例を廃止するとともに、その処分金を三笠市福祉基金に積み立て、国または北海道の補助金が削減または廃止された福祉事業を実施する場合に処分できる規定を整備し、長期にわたって福祉基金として有効活用するものであります。

以上、一括提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第3号、議案第4号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第 10 議案第 5 号、議案第 6 号について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 10 議案第 5 号 三笠市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号三笠市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 5 号三笠市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号三笠市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、一括提案説明申し上げます。

今回の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が平成 17 年 4 月 1 日に全面施行されることに伴い、必要な改正を行うものであります。

最初に、三笠市情報公開条例の一部を改正する条例の改正内容は、用語の定義の中で公文書の定義に電磁的記録を追加するものであります。

次に、三笠市個人情報保護条例の一部を改正する条例の改正内容は、インターネットや各種の記録媒体が普及する中、個人情報の保護策を強化すべきとの観点から、電子計算機処理の定義を追加し、受託業者に対して個人情報の保護を義務づけるとともに、実施機関や受託業者の職員等への罰則規定を新たに設けるなど、必要な整備を行うものであります。

これにより、条例全体が 30 条以上となるため、目次及び章の区切りを設けるものであります。

以上、一括提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第 5 号、議案第 6 号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第 11 議案第 7 号 三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 11 議案第 7 号三笠市職員定数条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第7号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、自立対策計画及び定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を図るもので、一般職の職員について、平成16年4月1日現在における職員定数211名を、退職者9名、復職3名、新規採用2名、北海道へ派遣1名により5名削減し、206名とするものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第7号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第12 議案第8号 三笠市職員給与条例及び三笠市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議長(扇谷知巳氏) 日程の12 議案第8号三笠市職員給与条例及び三笠市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第8号三笠市職員給与条例及び三笠市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、平成16年度の人事院勧告に基づき、寒冷地手当の支給額等を国家公務員に準拠させるため、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、最初に、基準日を現行の8月31日から11月1日とし、その日から15日以内に一括して支給するものであります。

次に、支給額は、世帯区分を現行の4から3区分とし、基準額と加算額の区分を廃止して、国家公務員と同額を支給するものであります。

最後に、激変緩和のための経過措置として、期限を国家公務員に準拠するため、平成2

0年度までの4年間で平準化して行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第8号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第13 議案第9号 三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の13 議案第9号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第9号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、不動産登記法の全部改正による地方税法の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、引用条項の整理と語句の変更として「土地登記簿及び建物登記簿」を「登記簿」に改めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第9号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第14 議案第10号 三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の14 議案第10号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第10号三笠市保健福祉事業利用料条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、がん検診の受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進する観点から、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が一部改正されたことに伴い、効果的な検診を実施するため、乳がん検診の受診者全員にマンモグラフィー併用検診とするなど検診内容の一部を改正するほか、検診委託機関の料金改正に伴う利用者負担額の改正を行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第10号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第15 議案第11号 三笠市重度心身障害者医療費
条例及び三笠市老人医療費条例の一部を改正
する条例の制定について

議長(扇谷知巳氏) 日程の15 議案第11号三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第11号三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第11号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第 1 6 議案第 1 2 号 三笠市国民健康保険条例の一部
を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 1 6 議案第 1 2 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 1 2 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、租税特別措置法の一部改正に伴い、国民健康保険法施行令の一部改正が行われたことにより、三笠市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、国民健康保険料の算定における土地、建物等の長期譲渡所得に係る特別控除廃止に伴い、規定の整備を行うものであります。

なお、この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の規定は平成 1 7 年度以後の年度分の保険料について適用するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第 1 2 号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第 1 7 議案第 1 3 号 三笠市農業委員会選挙委員定数
条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 1 7 議案第 1 3 号三笠市農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 1 3 号三笠市農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、まず、選挙による委員定数について、現行の下限定数10名が廃止されたことから、4名削減し、6名とするものであります。

次に、議会推薦による委員の人数について、3名以下とする場合は、条例で人数を定めることとされたため、現行2名の推薦人員をもって委員数とするものであります。

このことから、農業委員会委員のうち選挙による委員定数のほか、議会推薦による委員数を明文化したことにより、条例の題名を「三笠市農業委員会選挙委員等定数条例」に改めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第13号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第18 議案第14号 三笠市過疎地域自立促進市町村計画 について

議長（扇谷知巳氏） 日程の18 議案第14号三笠市過疎地域自立促進市町村計画についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第14号三笠市過疎地域自立促進市町村計画について、提案説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法は、平成12年4月1日から平成22年3月31日までの10年間の時限立法として施行されたものであります。

この法律に基づき、平成12年度から平成16年度までの前期計画と、平成17年度から21年度までの後期計画をそれぞれ策定するものとされており、北海道との事前協議も調ったことから、後期計画について別冊のとおり定めたものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第14号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うこと

にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第19 議案第15号 美唄市立し尿処理場の使用に関する協定の廃止に関する協議について

議長(扇谷知巳氏) 日程の19 議案第15号美唄市立し尿処理場の使用に関する協定の廃止に関する協議についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第15号美唄市立し尿処理場の使用に関する協定の廃止に関する協議について、提案説明申し上げます。

本協定は、下水道計画区域内で5年以内に供用開始ができない区域及び下水道計画区域外のし尿について、下水道投入処理が認められていなかったことから、これらの地区から排出されるし尿を処理するために、美唄市と「美唄市立し尿処理場の使用に関する協定」を締結し、現在に至っております。

平成12年2月に「下水道法」の改正が行われ、公共下水道の整備をほぼ全市的に進め、さらに処理施設に下水道計画区域外のし尿を処理できる能力がある場合には、し尿の下水道投入処理が認められるようになり、本市も平成16年度末でこれらの条件を満たしたことから、美唄市と締結していた美唄市立し尿処理場の使用に関する協定を廃止するため、協議を行うものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第15号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第20 議案第16号 平成16年度三笠市一般会計補正予算(第6回)について

議長(扇谷知巳氏) 日程の20 議案第16号平成16年度三笠市一般会計補正予算(第6回)についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第16号平成16年度三笠市一般会計補正予算(第6回)について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額105億5,941万3,000円から8,232万7,000円を減額し、予算の総額を104億7,708万6,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、指定寄附金を目的の基金に積み立てるほか、総合行政ネットワーク整備事業等助成金の決定により、パソコンの更新整備を図り、労働費では、緊急地域雇用対策推進事業補助金を活用し、農業地図データ整備事業を措置するものであります。

農林水産業費では、台風で被害を受けた園芸施設の復旧を目的とした野菜産地復旧緊急対策事業費補助金を間接補助で措置し、商工費では、旧三笠市民生活協同組合三笠店の土地・建物取得費の不動産競売結果による予算整理をするものであります。

土木費では、公営住宅建替事業の国庫補助金の確定による予算整理を行い、教育費では、「北海道立学校教職員による時間外手当請求裁判」について控訴が行われたため、控訴委任による費用を措置するものであります。

一方、歳入については、歳出関連の特定財源1,776万1,000円を減額し、超過する一般財源6,456万6,000円を備荒資金収入の減額で調整するものであります。

次に、地方債の補正については、台風被害の復旧費に道の市町村振興基金貸付事業債が充当予定となったこと等による、変更と追加を措置するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第16号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第21 議案第17号 平成16年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について

議長(扇谷知巳氏) 日程の21 議案第17号平成16年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第17号平成16年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額19億363万9,000円に86万8,000円を追加し、予算の総額を19億450万7,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。高額医療費共同事業概算拠出金の確定に伴い、86万8,000円を増額計上いたすものであります。

一方、歳入については、歳出関連により国庫負担金及び道負担金をそれぞれ21万7,000円増額し、なお不足する額については、国民健康保険基金から43万4,000円を繰り入れるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第17号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第22 議案第26号 市道路線の認定について

議長(扇谷知巳氏) 日程の22 議案第26号市道路線の認定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第26号市道路線の認定について、提案説明申し上げます。今回の市道路線の認定につきましては、1路線であります。

その内容は、西桂沢地区における道道岩見沢三笠線の道路改良工事によるルート変更に伴い、周辺住民等のアクセス確保を図るため、当該旧道区間を湯の沢線として新たに認定するものであります。

なお、今回の認定路線の延長は、1,027.84メートルであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第26号についての質疑を保留し、通告質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

休 会 の 議 決

議長(扇谷知巳氏) 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明3月8日から3月13日まで6日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

3月8日から3月13日まで6日間休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

散 会 宣 告

議長(扇谷知巳氏) 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員